

②リスク管理及び責任分担表

| 区 分 | 内 容 | 負担者 | | |
|---------------------------------------|--|-----|-----------|------------|
| | | 町 | 指定管 理者 | 協議 事項 |
| 事業開始前 | 応募費用の負担に関するもの | | ○ | |
| | 指定期間開始期における準備費用の負担に関するもの | | ○ | |
| 法令改正 | 施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加 又は収入減少 | ○ | | |
| 税制度の変更 | 消費税率の変動 | | | ○ |
| | 法人税・法人町民税率等の変更 | | ○ | |
| | 上記以外で管理運営に影響する税制度の新設及び変更 | | | ○ |
| 金利変動 | 金利変動に伴う経費の増加又は収入減少 | | ○ | |
| 資金調達 | 資金調達が出来なくなったことによる管理業務の中断等 | | ○ | |
| 物価等変動 | 人件費、賄材料、物品費等の物価変動に伴う経費の増加 光熱水費の価格変動に伴う経費の増加 | | ○ | |
| | 社会情勢の変化により著しくA重油の価格が変動した場合の 経費の増加 【参考】 燃料費の内、A重油の価格に変動が生じた場合は、次のとおりとする。 ① 価格の上昇により生じた額は、町が負担する。 ② 価格の低下により生じた額は、町に戻入するものとする。 ※但し、上記については、年間の使用量 270,000 ㍓を限度として適用する。 | ○ | ○ | ○ |
| 業務内容の変更 | 行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加 | ○ | | |
| | 指定管理者の提案に基づく業務内容の変更に伴う経費増加 | | ○ | |
| 施設・機械設備・備 品等の修繕または 設置 | 大規模な修繕、改造、増改築等の施設整備費用 | ○ | | |
| | 日常の管理業務で生じた修繕（経年劣化を含む） 修繕料に係る費用が年額 150 万円までは、指定管理者の負担と する。（指定管理料に含む） | | ○ | |
| | 150 万円を超える額が生じた場合は、その負担について両者で 協議するものとする。 | | | ○ |
| | 指定管理者の帰責事由による場合 | | ○ | |
| 不可抗力 | 指定管理者が設置する設備・備品の設置費、修繕費に関するも の | | ○ | |
| | テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等 に伴う費用に関するもの | | | ○ |
| テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に 関するもの | テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に 関するもの | ○ | | |
| | テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等 に伴う費用に関するもの | | | ○ |
| 周辺地域・住民及び 利用者への対応 | 施設管理、業務内容に対する地域、住民、利用者からの要望、 苦情等への対応 | | ○ | 状況 による○ |
| 厚真町及び第三者 への賠償費用 | 指定管理者の責めに帰すべき事由による損害 | | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | | ○ |
| 業務終了時の費用 | 事業終了時の現状復帰、業務引継に関するもの期間が終了した 場合又は期間中に業務を廃した場合における撤収費用 | | ○ | |
| その他 | 上記に定めが無い内容 | | | ○ |